

都市計画道路区域内における建築許可について ～3階建てまで建築許可の対象となっています～

概要

都市計画法第53条により、都市計画道路の区域内において建築物の建築をしようとする方は、建築の許可を受ける必要があります。

本市では、平成20年8月1日に新潟市都市計画法施行細則を改正し、「3階建て以下かつ地下室がない木造・鉄骨造・コンクリートブロック造の建築物」が建築できるように、建築許可の基準を緩和しています。

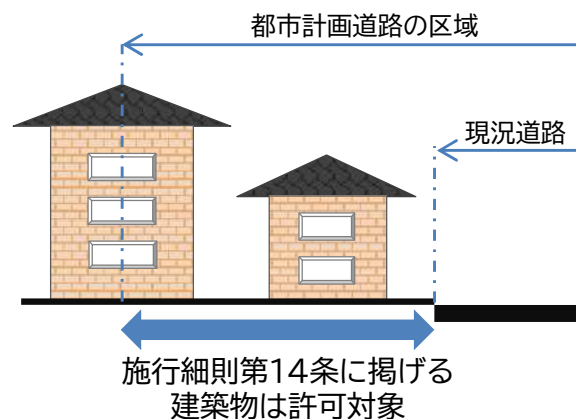
建築制限の緩和の対象

未整備の都市計画道路のうち、事業中でない区間が緩和の対象となります。
※道路以外の都市計画施設(公園、広場等)については、緩和の対象外です。

建築制限の緩和の基準

新潟市都市計画法施行細則第14条により、次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであって、当該都市計画施設である道路を整備する上で支障を及ぼすおそれがないものと認めるときは、許可の対象となります。

- (1)階数が3で、かつ、地階を有しないこと。
- (2)主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。



お問い合わせ

○都市計画道路の区域内の建築物の許可申請について
当該道路を所管する区の建設課へ

北区建設課	まちづくり係	TEL:025-387-1435
東区建設課	まちづくりグループ	TEL:025-250-2630
中央区建設課	まちづくり係	TEL:025-223-7410
江南区建設課	まちづくり整備グループ	TEL:025-382-4738
秋葉区建設課	まちづくりグループ	TEL:0250-25-5691
南区建設課	まちづくりグループ	TEL:025-372-6490
西区建設課	まちづくり係	TEL:025-264-7670
西蒲区建設課	まちづくりグループ	TEL:0256-72-8570

○建築制限の緩和について

都市政策部 都市計画課 計画担当 TEL:025-226-2679